

シェアリングエコノミー促進室の設置について

平成 28 年 12 月 12 日
情報通信技術 (IT) 総合戦略室長決定

情報通信技術 (IT) 総合戦略室の設置に関する規則 (平成 12 年 8 月 4 日内閣総理大臣決定) 第 5 条の規定に基づき、以下の事項を定める。

1. シェアリングエコノミー (個人等が保有する活用可能な資産等 (スキルや時間等の無形のものを含む。) を、インターネット上のマッチングプラットフォームを介して他の個人等も利用可能とする経済活性化活動をいう。) の推進に係る事務を処理するため、情報通信技術 (IT) 総合戦略室に、シェアリングエコノミー促進室 (以下「促進室」という。) を置く。
2. 促進室に、室長 (以下「促進室長」という。) を置く。
3. 促進室長は、情報通信技術 (IT) 総合戦略室長 (以下「戦略室長」という。) をもって充てる。
4. 促進室長は、促進室の事務を掌理する。
5. 促進室には、戦略室長が指名する参事官、企画官及び室員が所属する。
6. この決定は、平成 29 年 1 月 1 日から実施する。